

## 公立大学法人広島市立大学ハラスメントの防 止等に関する規程

平成22年4月1日

規 程 第 58 号

### (目的)

第1条 この規程は、公立大学法人広島市立大学（以下「法人」という。）及び法人が設置する広島市立大学（以下「大学」という。）におけるハラスメントの防止及び排除のための措置（以下「ハラスメントの防止等」という。）並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置（以下「ハラスメントの対策」という。）に関し、必要な事項を定めることにより、大学における就学、就労、教育及び研究のための適正な環境の維持並びに法人の職員及び大学の学生等（以下「構成員」という。）の利益の保護を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、「ハラスメント」とは、次の各号に掲げるものを総称していう。

- (1) セクシュアル・ハラスメント 構成員が他の構成員を不快にさせる性的な言動をいう。（第6号に定める「性暴力等」を除く。）。
  - (2) アカデミック・ハラスメント 職員がその職務上の地位又は権限を不当に利用して他の職員又は学生に対して行う研究若しくは教育上又は就学上の不適切な言動をいう。
  - (3) パワー・ハラスメント 構成員がその職務上の地位又は権限を不当に利用して他の構成員に対して行う就労上の不適切な言動をいう。
  - (4) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント妊娠等をしたことに関する言動や制度等の利用（妊娠、出産、育児又は介護に関する制度又は措置の利用をいう。）に関する言動により学業又は就業上の環境が害されるものをいう。
  - (5) その他のハラスメント 前4号に定めるもののほか、構成員が他の構成員に対して精神的苦痛若しくは不利益を生じさせ、又は人格・尊厳を侵害する不適切な言動をいう。
  - (6) 性暴力等 構成員が他の構成員に対して行う「児童生徒性暴力等」（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）第2条第3項に規定するものをいう。）に類する不当な行為をいう。
- 2 この規程において、「ハラスメントに起因する問題」とは、構成員が他の構成員

の意に反する不適切な言動を行い、これによって当該他の構成員が、学業若しくは職務遂行に関連して一定の不利益若しくは損害を被るか、若しくは学業若しくは職務に関連して一定の支障が生じること、又はそのようなおそれがあることをいう。

(構成員の責務)

第3条 構成員は、ハラスメントに該当する言動をしてはならない。

2 構成員は、この規程に従い、ハラスメントの防止及び排除に努めなければならない。

3 構成員は、他の構成員からハラスメントに関する相談又は苦情、被害の申出(以下「相談等」という。)を受け、又はハラスメントに気付いた場合は、速やかに第7条第3項に定めるハラスメント相談員に連絡する等適切な対応をしなければならない。

(所属長の責務)

第4条 各学部長(研究科長)、広島平和研究所長並びに附属施設・センターの長及び事務局の各室長(以下「所属長」という。)は、次の各号に掲げる事項に注意してハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントの対策に対処しなければならない。

(1) 日常の執務を通じた指導等により、ハラスメントに関し、所属の構成員の注意を喚起し、ハラスメントに関する認識を深めさせること。

(2) 所属の構成員の言動に十分な注意を払うことにより、ハラスメント又はハラスメントに起因する問題が生じることがないよう配慮すること。

2 所属長は、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には必要に応じて第7条第6項に定める相談室長(以下「相談室長」という。)その他関係者と相談及び協力して、迅速かつ適切に対処するとともに、必要と認める場合は、問題及び対処の状況等を理事長へ報告しなければならない。

3 所属長は、前項における理事長への報告を行う場合は、相談室長に対しても報告を行わなければならない。

(理事長(学長)の責務)

第5条 理事長(学長。以下、単に「理事長」という。)は、ハラスメントに関し、構成員の注意を喚起し、ハラスメントに関する認識を深めさせるなど、ハラスメントの防止等に必要な措置を講じなければならない。

2 理事長は、相談室長、所属長、第8条に定めるハラスメント防止委員会又は第

10条に定めるハラスメント調査委員会の報告を受け、ハラスメント行為の事実関係があり、必要であると認めた場合は、処分又は就労、就学及び教育若しくは研究環境の改善、緊急避難措置等の必要な措置を講じなければならない。

3 理事長は、前項の決定に当たっては、相談室長、所属長、ハラスメント防止委員会又はハラスメント調査委員会の報告を尊重しなければならない。

(相談等)

第6条 構成員は、次条第3項に定めるハラスメント相談員又は所属長に対し、相談等をして救済措置を求めることができる。

(ハラスメント相談室)

第7条 次条に定めるハラスメント防止委員会の下に、相談等に対応するため、大学にハラスメント相談室（以下「相談室」という。）を置く。

2 相談室は、相談等への対応に関する事項を行う。

3 相談室は、次項に定めるところにより理事長が任命するハラスメント相談員（以下「相談員」という。）で構成する。

4 相談員は、次に掲げる者とする。

(1) 各学部長及び広島平和研究所長から推薦があった教員 それぞれ原則として男女各1人とする。

(2) 学生支援担当副理事

(3) 事務局次長

(4) 事務局の職員 原則として男女各2人とする（うち1人は学生支援室学生相談員とする。）。

5 前項第1号及び第4号の相談員は、必要に応じて増員することができる。

6 相談室に相談室長を置き、相談員の中から理事長が任命する。

7 第4項第1号及び第4号の相談員及び相談室長の任期は1年とし、再任を妨げない。

8 理事長は、必要があると認めたときは、学外の専門家の中から選任したハラスメント専門相談員（以下「専門相談員」という。）を置くことができる。

9 専門相談員に関し必要な事項は、別に定める。

(ハラスメント防止委員会)

第8条 ハラスメントの防止等及び対策を総合的に推進するため、ハラスメント防止委員会を置く。

2 ハラスメント防止委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) ハラスメントの防止等に関する事項
  - (2) ハラスメントの対策に関する事項
  - (3) 前各号に定めるもののほか、ハラスメントの防止等及び対策に関する事項
- 3 ハラスメント防止委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。
- (1) 法人経営担当理事（事務局長）
  - (2) 研究・地域貢献担当理事（副学長）
  - (3) 教育・学生支援担当理事（副学長）
  - (4) 各学部長（研究科長）
  - (5) 広島平和研究所長
  - (6) ハラスメント相談室長
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認めて任命する者
- 4 ハラスメント防止委員会に委員長を置き、法人経営担当理事をもって充てる。
- 5 委員長は、ハラスメント防止委員会を招集し、その委員会を主宰する。
- 6 委員長に事故のあるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。
- 7 委員長が当該ハラスメント行為の関係者となった場合には、前項に規定する委員がその職務を代理する。
- 8 ハラスメント防止委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 9 ハラスメント防止委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 10 ハラスメント防止委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 11 ハラスメント防止委員会の議事は、原則として非公開とする。
- 12 ハラスメント防止委員会は、相談室長から次条第5項に基づく報告を受けた場合は、必要な措置に関する意見を付して理事長に報告する。  
(相談等への対応)

第9条 相談員は、その氏名及び所属等を明示し、相談員本人の所属に限らず全学からの相談等に応じる。

2 相談員は、相談室長が別に定める指針に十分留意するとともに、相談等を行う者の意向や心身の状況等に十分留意しながら、指導及び助言等により、当該問題を適切かつ迅速に解決するよう努めなければならない。

- 3 前項の場合において相談員は、原則としてハラスメントの行為者とされる者及びその他関係者（以下「行為者等」という。）と直接的に接触しないものとする。
- 4 相談員は、ハラスメントの被害を受けたとされる者（以下「被害者」という。）の承諾を得た場合は、相談室による行為者等との接触その他の方法により当該問題を適切かつ迅速に解決するよう相談室長へ報告する。ただし、相談室長がハラスメント行為の関係者となった場合、又は相談室長が不在かつ急を要する場合には、ハラスメント防止委員会委員長に報告するものとする。
- 5 相談室長は、前項の報告を受けた場合は、必要に応じて所属長又はその他関係者と相談及び協力して、当該問題の事実関係の確認を行うとともに、行為者等への注意及び指導その他の方法により当該問題を適切かつ迅速に解決するよう所要の措置を講じるものとし、必要と認めるときは、相談等の状況をハラスメント防止委員会委員長又は理事長に報告する。
- 6 相談室長は、前項の規定によりハラスメント防止委員会委員長への報告を行う場合は、関係する所属長に対しても報告を行うものとする。

（ハラスメント調査委員会）

第10条 理事長は、第4条第2項、第8条第12項又は前条第5項の規定による報告を受けた場合は、ハラスメントに起因する問題の事実関係を調査するため、必要に応じて、事案ごとに、ハラスメント調査委員会を置くことができる。

- 2 ハラスメント調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
  - (1) ハラスメント防止委員会委員のうち、理事長が事案発生の状況等を考慮して指名する者 若干人
  - (2) 理事長が事案発生の状況等を考慮して指名する者 若干人
- 3 前項の委員は、事案によっては、性別を考慮するものとし、また、学外の有識者を指名できるものとする。
- 4 ハラスメント調査委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 5 ハラスメント調査委員会は、当事者等から事情聴取を行い、必要な措置に関して意見を付して、調査の結果を速やかに理事長に報告するものとする。
- 6 ハラスメント調査委員会は、調査の過程で、緊急避難措置等の必要を認めたときは、これを理事長に対して上申する。
- 7 委員の任期は、その事案の調査が終了し、理事長に報告したときまでとする。

（プライバシー等の保護）

第11条 ハラスメントに関する対応に当たっては、当事者等から公正な事情聴取

を行うものとし、事情聴取対象者の名誉、人権及びプライバシーに十分配慮しなければならない。

2 ハラスメントに関する連絡、相談、苦情、対策又は調査等に携わった者は、その任務遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。任務を退いた後も、同様とする。

(ハラスメント行為の関係者の除斥)

第12条 ハラスメント行為の関係者となった者は、当該ハラスメント行為に關係する事案に対する審査、調査等に加わらないこととする。

2 ハラスメント防止委員会の委員長は、理事長がハラスメント行為の関係者となる場合には、この規程による理事長の職務を代理する。

(不利益な取扱いの禁止)

第13条 所属長その他の教職員は、相談等若しくは当該相談等に係る調査への協力その他ハラスメントに関して対応をした構成員に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(構成員以外の者に係る規程の準用)

第14条 この規程は、構成員と構成員以外の者との間におけるハラスメント行為に関する相談等に準用する。

(事務)

第15条 この規程に関する事務は、事務局総務室において遂行する。

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、ハラスメントの防止等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和2年10月1日から施行する。

2 従前の規程第8条第6項の規定により定められた相談室長の任期は、令和2年9月30日までとし、この規程の改正に伴い任命された相談員及び相談室長の任期は、改正後の規程第7条第7項の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年6月28日から施行する。